



税

固定資産税などのコンビニ収納を開始

4月から、コンビニエンスストアで納付できる市税が増えました。新たに納付の取り扱いを始めるのは、固定資産税、市県民税、国民健康保険税です。市は、昨年から軽自動車税のコンビニ収納を始めていますが、休日や夜間など曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付できる利点があります。納付の際の手数料は、市が負担します。

【納付できるコンビニエンスストア】

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、ファミリーマート、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、エーエム・ピーエム、ココストア、コミュニティ・ストア、スリーエフ、セーブオン、ポプラグループ、ミニストップ

コンビニ収納開始により、納付書がバーコードが印刷されたカード式になります。金融機関や市役所窓口での支払いもこの納付書を使用します。

ただし、次の場合はコンビニ収納ができませんので注意してください。

- 1枚の納付書に記載されている税額が30万円を超える場合
- 納期限が過ぎたもの
- 年度途中で税額が変更された場合（バーコードがない納付書になります）
- 納付書を再交付した場合

◇問い合わせ 本庁収納課収納係(内線 331、332)



外国人のための生活ガイドブックの配布

市国際交流協会では、市内に住む外国人向けの生活支援ガイドブックを発行しました。日常生活に必要な情報や市内に住む上での生活のルールなどに

「岩手県看護の日」記念事業

5月11日から17日までの看護週間になんだ記念事業です。■日時 5月17日(土)午後1時〜3時半 ■会場 いわて県民情報交流センター(ディーナ) ■記念講演・講師 川嶋みどり氏(日本赤十字看護大学看護学部長) ■問い合わせ 県看護協会(☎019-6621821)

有害鳥獣捕獲を実施

増殖するカラスなどから農作物を守るため、次のとおり銃器を使った捕獲を行います。

■期間 4月29日(土)〜6月15日(日) ■場所 鳥獣保護区を除く市内全域 ■問い合わせ 胆江広域病害虫防除協議会事務局(〒06884) ※衣川区はJA岩手ふるさと衣川地域センター米穀課(☎023212)

時間 午後2時〜4時 ■問い合わせ 県立江刺病院(☎02181)

〔Zバス〕羽田・黒石線の運行

小谷木橋の耐震補強工事が4月から始まりました。この工事により6月30日まで小谷木橋が片側通行となります。

■問い合わせ 〔工事〕県南広域振興局土木部道路河川環境課(☎02881)、〔Zバス運行〕早池峰バス(株)江刺営業所(☎08520)



【税の納期】

●自動車税・軽自動車税(6月2日)

◆問い合わせ 【自動車税】 県南広域振興局納税課(☎02821) 【軽自動車税】 本庁市民税課諸税係(内線342、343)、各総合支所税務分室

おしらせ

民生生活便利帳(最新版)を配布



この度、民生生活便利帳「くらしのガイドブック」の内容の一部を修正しました。主な修正点は、機構改革に伴う本庁・各総合支所の課の配置などです。希望する人には、各総合支所市民課で配布しています。 ■問い合わせ 本庁政策企画課 広聴広報係(内線418)

公共下水道事業受益者負担金の賦課予定

市は、清潔で快適な市民生活のため、計画的に公共下水道の整備を行っています。下水道の使用開始(予定)のめどが立った地域には、土地所有者に受益者負担金を賦課しています。本年度は、次の地域の人へ負担金の賦課を予定しています。

- 該当区域 1 次の区域の一部(すでに負担金を賦課している土地は除きます) 【水沢区】 ●区域 1 字谷地明円、天文台通り、字高屋敷、字北田、字大町、字柳町、東中通り二丁目、朝日町、真城字熊ノ堂、姉体町字林前、姉体町字野地田 ●負担金 1 土地の面積に1平方

米 380円をかけた額

- 【江刺区】 ●区域 1 岩谷堂字小境、岩谷堂字北八日市、岩谷堂字中堰、愛宕字新川、愛宕字八日市、愛宕字馬場先、愛宕字池向、愛宕字後中野、愛宕字海老島、愛宕字三百刈田、愛宕字橋本、愛宕字西丸、愛宕字朴ノ木 ●負担金 1 土地の面積に1平方米 330円をかけた額 【前沢区】 ●区域 1 字合ノ沢、字新城、字前野、字下小路、字七日町裏、字新町裏、字二十人町裏 ●負担金 1 土地の面積に1平方米 405円をかけた額 【胆沢区】 ●区域 1 小山字北長檀、小山字南長檀 ●負担金 1 土地の面積に1平方



農業

「水田経営所得安定対策」加入手続きをお忘れなく

「水田経営所得安定対策(旧品目横断的経営安定対策)」の加入手続きと、交付申請を次のとおり受け付けています。 ■対象者 認定農業者(4%以上の田畑経営面積がある)か集落営農組織(20%以上の田畑経営面積がある) ■申請期限 6月30日(日) ■問い合わせ・申請先 岩手農政事務所地域第一課(☎03010)

◎ 加入しやすくなる「市町村特認制度」を新設

上記の対象要件を満たさない場合でも、水田経営所得安定対策に加入できる市町村特認制度が本年度から新設されました。特認制度を利用する場合は、市の認定が必要です。5月30日までに別途申請をしてください。 ■申請期限 5月30日(日) ■問い合わせ・申請先 市各総合支所農林担当課